



祝 受章・表彰 おめでとうございます

◆秋の叙勲
国家や社会に対する功労者に勲章を与える
栄典制度です。

◆危険業務従事者叙勲
叙勲は、国や公共への功績をあげた人が
家から勲章を授かる栄典(表彰制度)の一つ
です。危険業務従事者叙勲は、警察官、自衛
官、消防吏員など、危険性の高い業務に従事
し、精励した人に対する叙勲です。

◆群馬県功労者表彰
県功労者表彰制度は昭和30年に発足し、政
治、地方自治、社会福祉、産業界などさまざ
まな分野において功績のあった人を表彰する
ものです。



秋の叙勲

 相澤 勲 さん (74歳・鮎川) 41年にわたり郵政関 係業務を務め、地域 に貢献。	 久保 信夫 さん (70歳・上大塚) 24年にわたり市議会 議員(うち1年間議長) を務め、市政に尽力。
--	--

群馬県功労者表彰

 山崎 恒彦 さん (66歳・藤岡) 開業医として地域医 療に携わり、学校医 としても尽力。	 内田 和臣 さん (79歳・浄法寺) 県納税貯蓄組合連合 会長に就き、税知識 の普及に尽力。
---	--

危険業務従事者叙勲

 篠崎 英男 さん (72歳・本動堂) 38年にわたり警察官 として、地域の安全・ 安心に尽力。	 山田 敏明 さん (69歳・鮎川) 41年にわたり消防職 員として、地域の消防・ 防災に尽力。
---	---

藤岡市功労者表彰

 真下 弘明 さん (61歳・鬼石) 24年にわたり消防団 員(うち2年間分団長) を務め、地域住民の 安心安全に尽力。	 反町 清 さん (75歳・小林) 20年にわたり市議会 議員(うち2年間議長) を務め、市政に尽力。	 山田 朱美 さん (75歳・鬼石) 20年にわたり旧鬼石 町・藤岡市議会議員 (うち1年間議長)を務 め、市政に尽力。
--	--	--

◆藤岡市功労者表彰
市の政治、教育、文化、社会福祉、産業経
済などにおいて功績のあった人を表彰し、永
くその榮譽をたたえるものです。

利用対象タクシー事業者の拡大

運転免許証を自主返納した
高齢者に交付されるタクシー
券の利用できるタクシー事業
者が拡大しました。令和元年
12月1日(日)から介護タクシ
ーが利用可能になりました。
利用可能な介護タクシー事
業者は、市介護タクシー協会
に加盟している下表の3社に
なります。

利用可能な介護タクシー事業者

事業者名	所在地	電話番号
介護タクシー スマイル	鬼石 486-18	080-9580-1818
まごころ 介護タクシー	藤岡 920-12	090-3244-0264
介護タクシー 北藤	立石 623-2	090-3319-3560

※期間は令和元年 12月1日(日)から

固定資産税は、毎年1月1
日を基準日として課税してい
ます。
家屋を取り壊した場合
12月31日までに家屋の一部
または全部を取り壊した場合、
令和2年度の固定資産税台帳
から削除するには年内に法務
局で滅失登記をする必要があ
ります。未登記家屋を取り壊
した場合や年内に登記を済ま
せることが難しい場合は、市

家屋の取り壊し、用途変更に関する届け出

税務課へ届け出をしてくださ
い。なお新増築の家屋評価の
ときに市職員が確認した場合
は届け出は不要です。
家屋の用途変更をした場合
用途変更の届け出をしてく
ださい。
持つてくる物 ▼届出人の印
鑑(スタンプ印不可)▼12月
31日までに家屋を取り壊した
場合は、取り壊し年月日およ
び取り壊し業者名が記載され

た解体証明書▼用途変更の場
合は、用途変更したことが分
かる物
その他 登記の方法などに
ついては前橋地方法務局高崎支
局へ問い合わせてください。
市役所への届け出用紙は税務
課にあるほか市ホームページ
からダウンロードできます

問い合わせ 税務課 ☎④②
836

未登記家屋の所有者変更手続き

未登記家屋(登記をしてい
ない家屋)の情報は、市の固
定資産税台帳で管理されてい
ます。相続や売買、贈与など
で所有者の変更をする場合、
市への届け出が必要です。

所有者の印鑑証明(相続による
変更であれば、被相続人の印
鑑証明は不要です)▼売買、
贈与などの契約の場合は契約
書の写し▼相続の場合は遺産
分割協議書の写しなど

※登記のある家屋の所有者
変更は法務局で所有権移転登
記を行ってください
持つてくる物 ▼未登記家屋
所有者変更申出書(実印を押
印してください)▼新旧の所

有者の印鑑証明(相続による
変更であれば、被相続人の印
鑑証明は不要です)▼売買、
贈与などの契約の場合は契約
書の写し▼相続の場合は遺産
分割協議書の写しなど

その他 届け出用紙は税務課
にあるほか市ホームページか
らダウンロードできます

問い合わせ 税務課 ☎④②
836

事業用償却資産の申告

令和2年1月1日現在、市
内に事業用の償却資産を所有
している法人または個人事業
者は、必ず申告してください。
※税務署で行う国税の申告
とは異なりますので、市へも
必ず申告してください。なお、
市では申告内容の調査を行っ
ており、未申告資産が確認さ
れた際には、遡及して課税す
る場合があります

耐用年数を超過している資
産でも、資産のある場合は申
告が必要となります。詳細は
国税庁ホームページをご覧
ください。
申告期限 令和2年1月31日(金)
対象となる資産 償却資産と
は事業のために用いる有形の
資産で、以下のものです▼構
築物(広告看板、門扉、アス
ファルト舗装など)▼機械・
装置(太陽光発電設備、土木
建設用機械など)▼船舶▼航

空機▼車両・運搬具(自動車
税・軽自動車税の課税客体で
ないもの)▼工具・器具、備
品(測定工具、家具、理美容
機器、事務用機器、パソコン
など)
申告の内容 資産の種類、名
称、取得年月、取得価格、耐
用年数など

申告書提出・問い合わせ 税
務課 ☎④②836